

2024年4月16日

関係各大学長
関係各大学大学院研究科長
関係各大学学部長 殿
関係各機関の長

国立大学法人お茶の水女子大学長
佐々木 泰子 (公印省略)

特任教員の公募について(依頼)

お茶の水女子大学ジェンダード・イノベーション研究所は、ジェンダード・イノベーション視点からの調査を実施し、研究結果を基に、多様性を許容し多くの人々を包摂する未来社会に適合する、生活者向け製品「モノ」やサービス「コト」を検討・開発・提案することを目的としています。グローバル女性リーダー育成研究機構に属するジェンダード・イノベーション研究所の事業を推進するため、下記のとおり特任教授又は特任准教授の公募を行います。

つきましては、貴学・機関関係者及び関係諸方面にご周知いただくとともに、適任者の推薦についてよろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

記

- 職名及び人員 特任教授又は特任准教授 1名 (任期付)
- 所属 国立大学法人お茶の水女子大学 ジェンダード・イノベーション研究所
- 勤務場所 (契約締結時)
国立大学法人お茶の水女子大学
東京都文京区大塚2丁目1番1号
最寄り駅：東京メトロ丸ノ内線茗荷谷駅又は有楽町線護国寺駅から徒歩7分
(変更の範囲)
本学が定める場所
- 専門分野 ジェンダード・イノベーションについての基礎知識があり、下記職務に従事できるのであれば、特定の分野は問わない
- 職務内容 (契約締結時)
 - ジェンダード・イノベーション分野での産官学連携推進のための業務。研究所が主催する産学交流会の企画・運営、コンソーシアム設立の計画立案を含む
 - 国際シンポジウム、セミナーなどの企画立案と運営実務
 - 研究所の事業成果やジェンダード・イノベーションについての情報発信業務。研究所が発行する年次報告書の編集業務を含む
 - 国内外の研究機関や企業との連携関係構築のための業務
 - 研究所で実施している、または新規で開始する研究プロジェクトへの参加
 - ジェンダード・イノベーションに関する教育プログラムの開発と実施
 - その他、ジェンダード・イノベーション研究所の事業の遂行に必要な業務(変更の範囲)
本学が定める業務
- 応募資格
 - 博士の学位を有する方 (又はそれと同等以上の研究業績を有する方)
 - 職務の遂行に必要なとされる知識や技術を有すること
 - 英語によるコミュニケーション能力、通訳・翻訳能力に優れていること (海外の研究機関、研究者との連携についての交渉や話し合いができること)
- 雇用期間 2024年8月1日以降手続き完了日から2025年3月31日
年度毎に労使双方の合意により更新することが有り得る。
また、更新は最長で2028年3月31日までとする。

更新の判断基準：予算の状況、従事している業務の進捗状況、勤務成績・態度、能力等。
試用期間：採用日から6カ月間（職務内容、労働条件は同じ）

なお、採用日の前に本学と雇用契約があった者については、国立大学法人お茶の水女子大学任期付職員規程第3～4条の規定により、直近の有期雇用契約終了日から、契約のない期間が一定以上経過していない場合は雇用期間を制限することがある。

8. 就業時間 専門業務型裁量労働制により、1日7時間45分・週5日勤務したものとみなされる。
9. 休日・休暇 国立大学法人お茶の水女子大学職員勤務時間、休暇等に関する規程による。
休日：原則として、土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）
ただし、業務の都合上、上記休日を勤務日として勤務することがある。
休暇：年次有給休暇、病気休暇、特別休暇
10. 給与 国立大学法人お茶の水女子大学年俸制適用職員給与規程に基づき支給する。
基本年俸 750 万円（特任教授）又は 600 万円（特任准教授）
（基本年俸を12月で割った額を毎月支給）
11. 手当 国立大学法人お茶の水女子大学年俸制適用職員給与規程に基づき通勤手当を支給する。
ただし、通勤距離が2km未満の場合は、通勤手当を支給しない。また、採用日が月の中途の場合、通勤手当は翌月から支給する。
期末・勤勉手当は支給しない。
12. 退職手当 なし。
13. 加入保険 労災保険、雇用保険、文部科学省共済組合に加入する。
14. 雇用主 国立大学法人お茶の水女子大学長
15. 通常の職員への転換（パート有限法第13条関連）
通常の職員（正規職員、任期なし）への転換制度はありません。通常の職員を募集する場合は、募集要項を大学ホームページの「公募・求人情報」に掲載します。希望する場合は、募集要項を確認し、応募してください。
16. 受動喫煙を防止するための措置に関する事項
キャンパス内全面禁煙
17. 提出書類 (1) 履歴書（写真貼付、学歴・職歴・賞罰（※）・研究費獲得状況・所属学会・住所・E-mail アドレス等を明記のこと）
※賞罰欄には、過去にセクシャルハラスメントを含む性暴力等、パワーハラスメント等を原因として懲戒処分若しくは分限処分を受けた場合には、処分の内容及びその具体的な事由を必ず記入すること。
(2) 研究業績一覧（著書、論文（審査の有無別）、招待講演、学会発表、その他に分類すること）
(3) 主要な論文等の写し（3点以内 業績一覧中に○印を付すこと）
(4) 5に記載した職務内容に関連するこれまでの業務経験の一覧
(5) 志望動機およびジェンダード・イノベーション研究所で就労することへの抱負（A4 1枚）
(6) ジェンダード・イノベーション分野での産官学連携についてのアイデアをまとめた文書（A4 1枚）
(7) 研究所が主催するシンポジウムのアイデアをまとめた文書（複数案可、A4 2枚まで）
(8) 学位記の写し又は修了証明書もしくは学位授与証明書
(9) 2名の方からの推薦状又は応募者について所見を求め得る方2名の氏名及び連絡先
なお、(3)及び(8)以外は、書式を原則A4判に統一すること。
18. 選考方法 (1) 第1次選考 書類審査
(2) 第2次選考 第1次選考合格者に対してのみ面接審査(2024年6月3日(月)午後を予定)
詳細は、第1次選考合格者に、第1次選考結果と併せて通知します。
なお、面接等に係る旅費、宿泊費等は応募者の負担とします。
最終的な選考結果は、本人宛に通知します。
19. 提出期限 2024年5月21日(火)12時必着
20. 提出方法 電子メール 提出先：igi-hr@cc.ocha.ac.jp

- ・件名を「ジェンダード・イノベーション研究所特任教授又は准教授応募」とし、応募書類の電子ファイルを添付すること。
- ・全ての書類を1つのPDFにまとめパスワードを設定すること。ファイル容量は25MBまで。
- ・パスワードは別メールで通知すること。
- ・推薦状については、推薦者が署名したもの（押印不可）を、推薦者自身が直接PDFでメール送信するよう依頼すること（電子メール件名「特任教授又は准教授推薦状」）。
- ・提出書類（3）の著書、論文等で、書籍のようにメール添付で送るのが難しいものは、21. 提出先の宛先に郵送または宅配便で、19. の提出期限必着で送ること。その際は封筒に「ジェンダード・イノベーション研究所特任教授又は准教授応募」と赤字で明記すること。

21. 提出先 〒112-8610 東京都文京区大塚2丁目1番1号
国立大学法人お茶の水女子大学長 佐々木 泰子 宛
22. 問合せ先 お茶の水女子大学企画戦略課（男女共同参画担当）本橋 直美
Tel/Fax : 03-5978-5336 / 03-5978-5545 E-mail : igi-HR@cc.ocha.ac.jp
お問い合わせは、原則電子メールでお願いします。

【備考】

1. 応募書類に、虚偽の記載があった場合には、採用取消や懲戒処分等の対象となります。
2. 応募書類は、本公募の用途に限り使用し、提出いただいた個人情報には正当な理由なしに第三者へ提供することはありません。
3. 応募書類は、選考終了後、大学が責任を持って廃棄しますので御了承下さい。
4. 本学は、次世代育成支援対策推進法（第13条）に基づく基準適合一般事業主（子育てサポート企業）として、厚生労働大臣の認定を受けています。「くるみんマーク」は、認定の証です。

